

生活交通の維持確保に向けた新たな手法の調査・検討業務 受託候補者審査基準

本受託候補者審査基準は、提出された提案内容等に基づき、提案者の事業実施能力を審査し、受託候補者を決定するための基準を示すものである。

1 選定者

生活交通の維持確保に向けた新たな手法の調査・検討業務受託候補者選定委員会において審査を行う。

2 選定方法

別表に掲げる評価項目について採点し、最高得点の提案を行った者を受託候補者として選定する（合計500点（100点満点×5審査員））。応募者が1者であった場合は、採点結果が一定点数（平均60点）以上であれば、受託候補者として適切と判断し、受託候補者として選定する。

なお、同点の場合は委員長が選考する。

3 評価項目及び配点

別表に基づき採点を行う。

4 評価方法

(1) 評価点の考え方

審査員は、別表の各項目について、次のとおり判断する。

ア 審査項目①については、以下の2段階で評価する。

判定	評価点
京都市内に本社又は支社、事業所を有している。	5点
京都市内に本社又は支社、事業所を有していない。	3点

イ 審査項目②～⑤については、以下の5段階で評価する。

判定	評価	評価点
A	極めて良好	5点
B	良好	4点
C	普通	3点
D	やや不十分	2点
E	不十分	1点

ウ 審査項目⑥については、以下のとおり評価する。

(最低提示価格÷提案業者の提示価格) × 5 点

(2) 項目加重点の考え方

評価項目の重要度に応じて、項目ごとに加重点を設定する。

(3) 項目評価点の計算

項目評価点は次の式により計算する。

項目評価点＝評価点×項目加重点

5 失格の条件

以下に掲げる場合は、無条件で失格とする。

(1) 企画書等に虚偽の記載があった場合

(2) 見積金額が予定価格の上限を超えている場合

(3) 企画書等に必要項目が記載されていない場合

＜評価項目及び配点＞

審査項目	提出書類	評価内容	評価点	加重点	配点
①資格	(様式2) 法人の概要	・京都市内に本社又は支社、事業所を有しているか。	5	1	5
②業務実績	(様式3) 実績報告書	・過去にデマンド交通を含む交通施策に係る調査業務を行った経験や実績があるか。	5	3	15
③業務実施体制	(様式4) 業務実施体制	・仕様書に沿う、提案内容を確実に実施できる適切な実施体制やスケジュールが提案されているか。	5	3	15
④基本的な考え方及び目的適合性	(様式5) 企画書	・本市の方針に沿った、明確かつ現実的な業務遂行方針が示されているか。	5	2	55
		・デマンド交通の導入可能性を検討するにふさわしい地域の抽出について、適切な考察が見られるか。	5	3	
		・デマンド交通の導入可能性を検討するにふさわしい地域を抽出した、モデルケースごとの各種データ分析について、適切な工夫や提案が見られるか。	5	5	
		・その他、効果的な独自提案があるか。	5	1	
⑤プレゼンテーション力	—	・提案内容を明確に説明しているか。 審査委員の質問に対して的確に回答しているか。	5	1	5
⑥見積額	—	・(最低提示価格÷提案業者の提示価格)×5点	5		5
合計					100